

遠軽町個別排水処理施設整備事業

経営戦略

北海道遠軽町

個別排水処理事業特別会計

平成29年3月

第1 経営の基本方針

本町の個別排水処理施設整備事業は、町内の生活雑排水の処理の促進と生活環境の向上に資することを目的として、平成18年度から丸瀬布地域及び白滝地域の特定環境保全公共下水道事業の計画区域外を、平成28年度から遠軽地域及び生田原地域を含め、全町の公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業の計画区域外を対象に、合併処理浄化槽の設置を実施しています。

合併処理浄化槽の整備及び維持管理は、使用料、起債及び一般会計繰入金により運営しているため、個別排水処理事業特別会計を設置し、公営企業に準じて処理を行っています。

今後も、遠軽町生活排水処理基本計画に掲げる基本方針に基づき、適正に事業を推進するとともに、健全な経営の実現を目指します。

- 公共下水道事業の計画区域外では、個別排水処理施設整備事業によって合併処理浄化槽の普及を進めます。
- 単独処理浄化槽を設置している家庭については、生活雑排水の処理を進めるため、個別の状況を勘案しつつ合併処理浄化槽設置の拡大を図ります。

第2 計画期間

平成29年度から平成38年度までの10年間とします。

第3 投資・財政計画

別紙「投資・財政計画」のとおり

(1) 収支計画のうち、投資についての説明

合併処理浄化槽の建設について、遠軽町生活排水処理基本計画に掲げる整備計画により算出しています。

- 目標設置基数：10年間（平成28年度～平成37年度）で200基

(2) 収支計画のうち、財源についての説明

① 使用料

使用料について、既設の合併処理浄化槽使用料と遠軽町生活排水処理基本計画に掲げる整備計画の目標設置基数の合併処理浄化槽推計使用料を合算して算出しています。

なお、使用料の見直しは、遠軽町下水道料金の改定に合わせて実施します。

② 地方債

地方債について、遠軽町生活排水処理基本計画に掲げる整備計画の目標設置基数により算出しています。

③ 繰入金

平成28年度から個別排水処理施設整備事業の対象区域を全町の公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業の計画区域外に拡大したことから、投資経費・維持管理経費ともに増加することが見込まれ、使用料及び地方債で賄えない分、一般会計から繰入金を充てています。

(3) 収支計画のうち、投資以外の経費についての説明

既設の合併処理浄化槽の老朽化等に係る修繕料及び新規設置に係る清掃手数料や保守点検手数料などを算出しています。

第4 効率化・経営健全化の取組

(1) 組織及び人材に関する事項

個別排水処理事業は、遠軽町民生部住民生活課及び3総合支所（生田原・丸瀬布・白滝）

地域住民課で所管しており、環境衛生業務と兼ねて行っています。

今後は、公営企業会計である上下水道との連携等を含め、組織の効率化を検討する必要があります。

(2) 経費に関する事項

平成28年度から個別排水処理施設整備事業の対象区域を全町の公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業の計画区域外に拡大したことから、投資に係る経費及び維持管理に係る経費ともに増加することが見込まれますが、常に収支のバランスを意識しながらコスト削減に努めます。

(3) 広域化に関する事項

広域化の予定は、現段階ではありません。

(4) 民間の資金・ノウハウの活用に関する事項

民間の資金・ノウハウの活用の予定は、現段階ではありません。

(5) 資金管理・調達に関する事項

遠軽町生活排水処理基本計画に基づく事業整備など資本的な部分は、一般会計からの繰入金により財源を確保するとともに、使用料収入の未納対策に努めながら、資金不足が生じることのないよう資金管理を行います。

(6) 情報公開に関する事項

町ホームページや広報誌などで情報公開し、経営の透明性を確保するとともに、町民に分かりやすい情報を提供するように努めます。

第5 経営戦略の更新等

経営戦略の更新については、5年ごとに見直しをすることとします。

(法非適用企業)

投資・財政計画

(単位:千円, %)

区 分	年 度	前々年度	前年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
		(決算)	(決算見込)										
収 支 再 差 引	(E)+(I)	(J)	215	△ 316									
積 立 金		(K)											
前年度からの繰越金		(L)	101	316									
前年度繰上充用金		(M)											
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)	316										
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)												
実 質 収 支		(P)	316										
(N)-(O)		(Q)											
赤字比率													
収益的収支比率			76	72	79	83	91	77	69	60	56	51	48
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額		(R)											
営業収益－受託工事収益	(B)-(C)	(S)	798	1,228	2,239	3,273	4,182	4,871	5,560	6,444	6,814	7,158	7,503
地方財政法による資金不足の比率													
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額		(T)											
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額		(U)											
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模		(V)	798	1,228	2,239	3,273	4,182	4,871	5,560	6,444	6,814	7,158	7,503
健全化法第22条により算定した資金不足比率													
他会計借入金残高		(W)											
地方債残高		(X)	30,293	114,362	198,361	282,135	337,957	390,562	439,895	483,849	494,876	501,610	504,663

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度	前年度	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
		(決算)	(決算見込)										
収益的収支分			2,103	2,217	5,758	8,991	12,346	14,545	16,642	18,482	20,736	21,542	22,205
			2,103	2,217	1,293	2,254	3,216	3,905	4,518	5,100	5,632	5,842	6,032
					4,465	6,737	9,130	10,640	12,124	13,382	15,104	15,700	16,249
資本的収支分			1,529	8,504	11,102	11,552	7,756	14,190	20,734	31,492	37,646	46,232	53,594
					1,801	2,026	1,378	4,595	7,867	13,246	17,573	21,866	25,547
			1,529	8,504	9,301	9,526	6,378	9,595	12,867	18,246	20,073	24,366	28,047
合 計			3,632	10,721	16,860	20,543	20,102	28,735	37,376	49,974	58,382	67,774	80,808